

済生会山形済生病院薬剤師奨学金貸与規程

(目的)

第 1 条 この規程は、将来の済生会山形済生病院に勤務する有能な職員を育成する為、薬学系大学に在学する者に対する奨学金の貸与について基本的に必要な事項を定める。

(奨学生の資格および対象)

第 2 条 奨学金対象者は、薬学系大学の 5 年生又は 6 年生で、卒業及び資格取得後済生会山形済生病院に常勤職員として勤務する者を対象とする。

- 2 奨学生は、原則として他の同種の奨学金の貸与を受けていない者に限る。
- 3 前項に定める「同種の奨学金」とは、将来、奨学生が職員として勤務することを主たる条件とする奨学金制度をいう。

(奨学生の義務)

第 3 条

- (1) 当院の理念及び活動方針、本奨学金の貸与の目的を理解し、資格取得を目標に勉学に励むこと
- (2) 奨学生は居住を明らかにし、変更があった場合はすみやかに届け出ること
- (3) 当院より修学状況の報告を求められた場合には、これに答えること

(申請の手続き)

第 4 条 本規程により奨学金を希望する者は、次の関係文書を一括して病院長宛に提出するものとする。

- (1) 奨学金申請書 (様式第 1 号)
- (2) 履歴書 (様式第 2 号)
- (3) 在学証明書
- (4) 直近の学業成績証明書
- (5) 住民票
- (6) 本人確認できるものの写し (運転免許証、学生証等顔写真のあるもの)
- (7) その他病院長が必要と認めたもの

(審査の流れと承認)

第 5 条 本規程の審査と承認手続きは以下のとおりとする。

- (1) 当院は、申請書類が提出されたときは、本規程第 2 条の資格に該当する場合、筆記試験及び面接試験にて選考試験を行い、承認又は不承認を決定する。
- (2) 審査結果は、奨学金の貸与が決定したときは奨学生採用通知書 (様式第 3 号) により、

貸与しないと決定したときは奨学生不採用通知（様式第 4 号）により、その旨を本人に通知するものとする。

- 2 奨学生は、奨学金貸与決定通知を受理した後、すみやかに、病院長に対して、本規程の趣旨に沿って、奨学生の義務を遵守する旨の奨学生誓約書（様式第 5 号）及び振込口座届（様式第 8 号）を提出しなければならない。

（契約）

第 6 条 奨学金の貸与を決定した場合は、当院と奨学生との間で、奨学金貸与契約を締結し、契約書（様式第 7 号）を作成する。

（貸与基準と支払い）

第 7 条 奨学金の貸与基準と支払いは次のとおりとする。

- (1) 貸与期間：第 6 条の契約を締結した日が属する月から大学を卒業する月まで
ただし、締結日が年度の途中であっても、大学 5 年生の年度当初にさかのぼって貸与することができる
- (2) 貸与金額：月額 8 万円
なお、さかのぼって申請のあった期間の貸与額は、初回の貸与日に一括、又は残りの期間で分割して貸与するものとする
- (3) 貸与日：当該月の 15 日（当日が土曜、日曜、祝日にあたる場合はその直前の営業日）
- (4) 利息：なし

（連帯保証人）

第 8 条 奨学生は、一定の職業を持ち、かつ、独立した生計を有している者を連帯保証人として立てなければならない。

- 2 連帯保証人は、奨学生の債務につき連帯して履行する責任を負うものとする。

（奨学生の辞退）

第 9 条 奨学生は、自己の都合により奨学金の貸与を辞退しようとする場合は、いつでも奨学金の辞退を申し出ることができる。なお、奨学金の辞退を申し出ようとする場合は、奨学生辞退願（様式第 6 号）を病院長に提出しなければならない。

（返済）

第 10 条 奨学金の返済は次のとおりとする。

- (1) 当院に採用された後、貸与期間の 2 倍の期間継続して勤務した場合には奨学金の返済を全額免除する。ただしこの期間の終了日が年度途中の場合は、年度末まで継続して勤務することを条件とし、奨学金の返済義務を免除する。

- (2) 疾病、災害、産前産後休暇、育児休業その他の規則で定める特別の事情により勤務できなかった期間は (1) の勤務期間に算入しないものとする

(奨学金貸与の終了と一括返済)

第 11 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、本規程の適用を中止し、以後の奨学金の貸与を打ち切るものとする。同時に奨学生は、すでに貸与した奨学金を当該事由が生じた日の属する月の翌月末日までに原則として一括返済しなければならない。

- (1) 大学を退学、除籍した場合又は卒業が不可能となった場合
- (2) 心身の故障のため就学の見込みがなくなると認められる場合
- (3) 奨学生が、本規程による奨学金の貸与を自ら辞退した場合
- (4) 奨学生が死亡した場合
- (5) 奨学金を受けた職員が貸与期間の 2 倍の期間勤務せずに退職、または解雇された場合。
ただし、この期間の終了日が年度途中の場合は、年度末まで継続して勤務せずに退職、又は解雇された場合
- (6) 奨学生が本規程に違反した場合
- (7) 奨学生が破産、民事再生等にかかる手続きを申し立てたとき
- (8) 前各号に掲げるもののほか、奨学金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったか、奨学生につき、前号と同程度に信用状態が悪化したと認められる場合

(奨学金の休止)

第 12 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該事由が消滅するまで、本規程の適用を一時中止し、貸与を休止するものとする。

- (1) 大学を休学、留年および停学した場合
- (2) 大学において長期に留学等した場合

(就職辞退)

第 13 条 奨学生が卒業後、本規程の趣旨に反し、済生会山形済生病院に就職せず、または、就職することができなかった場合は、貸与した奨学金を原則として当該事由が生じた日の属する月の翌月末日までに一括返済しなければならない。

(資格取得できなかった場合)

第 14 条 奨学生が大学卒業後、当該卒業年度末までに資格を取得できなかった場合は、1 年間を限度に返済を延期できる。ただし、本条は、引き続き資格取得及び当院への就職の意思がある者のみを対象とし、これらの意思が無い場合あるいは本人の意思と関係なく不可能と認められる場合は、第 13 条と同様の扱いとする。

(延滞利息)

第 15 条 奨学生は、正当な理由がなく、第 11 条または第 13 条に定める奨学金を返済すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の当日までの期間に応じ返還すべき額につき年 10%の割合を乗じて計算された合計額の延滞利息を支払わなければならない。

(特例事項)

第 16 条 奨学生の病気や死亡等やむを得ない事情に関しては、病院長は、奨学金の返還額についてその一部を減額し、又は全部を免除することができる。

2 奨学生が第 10 条 (1) の勤務期間中に死亡、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき、奨学金の返還額についてその一部を減額し、又は全部を免除することができる。

(報告義務)

第 17 条 奨学生は、年に一度病院が定める期日までに成績証明書を病院長へ提出しなければならない。

(届出)

第 18 条 奨学生は、次の各号に該当するに至った場合は、直ちに当該届出を当院に提出しなければならない。

- (1) 休学又は停学の処分を受けたときは、休学届、停学届
- (2) 退学又は修学に耐えられないと認められる心身の故障が生じたときは退学届
- (3) 氏名、住所等、契約条項の変更に類する届出

(補則)

第 19 条 本規程に定めのない事案が発生した場合には、当事者間の協議を行ったうえで病院長が判断する。

附則

この規程は、令和元年 11 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 5 年 11 月 1 日から一部改正施行する。